

# 第1章 手引きの目的と背景

## 1 目的と背景

三鷹市では、平成25年3月に「三鷹市景観づくり計画2022」（以下「景観づくり計画」という。）を策定し、目標とする将来都市像である「緑と水の公園都市」の実現に向け、市、市民及び事業者との協働による景観づくりに取り組んでいます。

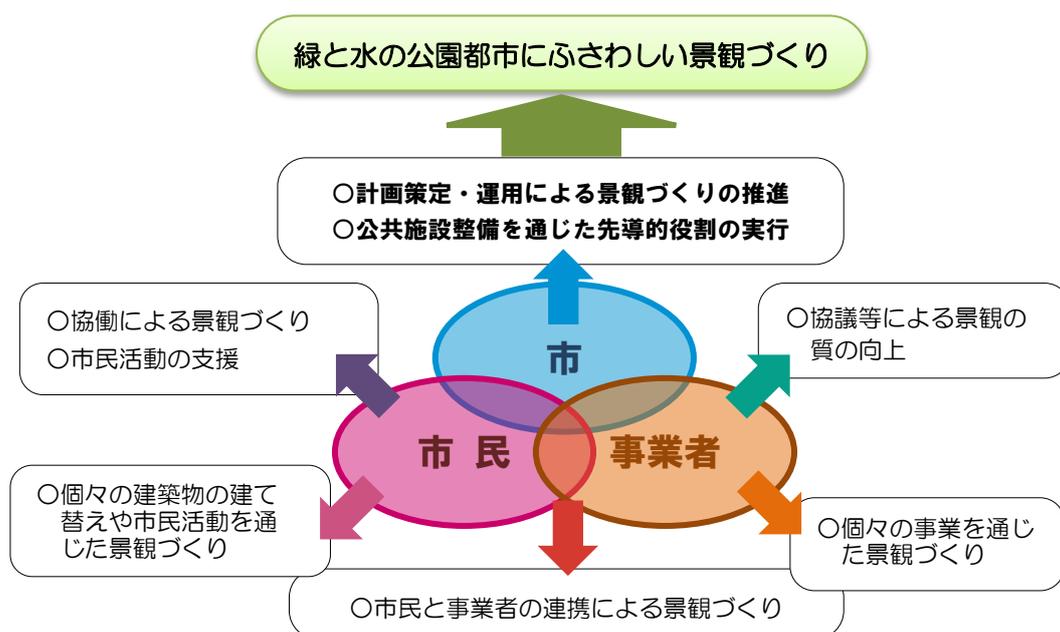
公共施設は、市民生活と密接な関係にあり、周囲に与える影響が大きい施設です。公共建築物や公園は市民生活やコミュニティの拠点であり、道路や橋梁は、地域あるいは市を縦横断し、都市の骨格を形づくるものとして、まちのイメージを印象付ける重要な要素となります。

市の景観を構成する重要な要素である公共建築物、道路、公園及び橋梁等の公共施設の整備にあたり、三鷹らしい総合的な景観づくりの先導的な役割を担い、景観づくり計画を推進するため、「三鷹市公共施設景観づくりの手引き」（以下「本手引き」という。）を策定します。

本手引きは、全ての公共施設の仕様を全市的に統一するのではなく、それぞれの特徴及び地域特性を踏まえ、良好な景観づくりを誘導するものです。本手引きの運用を進めることにより、公共施設が長い年月の間、大切に受け継がれ、市民に愛される施設、また、歴史的・文化的な価値のある施設として「景観資源」となることを目指します。

本手引きでは、景観法に基づく届出（通知）の対象とならない道路、公園のほか、届出（通知）の対象となり景観づくりの方向性や基準を定めている建築物や橋梁についても、公共施設として果たすべき役割や景観づくりの考え方、配慮内容を具体的に示しています。

三鷹市では、景観行政を積み重ねる中で、地域での取り組みの熟度に応じ、本手引きについて適宜見直しを行い、内容を充実させていきます。



## 2 手引きの位置付け

### 景観づくり計画（平成 25 年 3 月策定）

●三鷹らしい景観づくりの方針や取り組みを示す総合的な計画

- ・計画の目的と背景
- ・景観の特性と課題
- ・景観づくりの基本的な考え方
- ・景観づくりのための誘導

#### 景観づくりのガイドラインの作成

- ・景観づくりに向けた取り組み



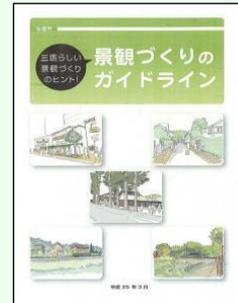
根拠

### 景観づくりのガイドライン（平成 25 年 3 月策定）

●景観づくりのポイントをまとめたガイドライン

- ・景観づくりの手順
- ・三鷹の景観の構造
- ・景観づくりの方針
- ・景観づくりの基準と解説
  - 住居系施設のガイドライン
  - 商業系施設のガイドライン
  - 工業系施設のガイドライン

公共施設に関する記載なし



具体的例示

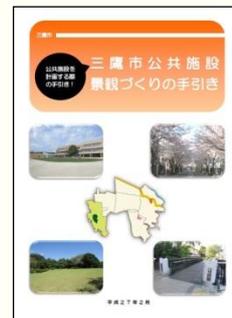
### 公共施設景観づくりの手引き

●公共施設として果たすべき役割や景観づくりの考え方、配慮事項を具体的に示した手引き

- ・手引きの目的と背景
- ・公共施設による景観づくりの考え方
- ・公共施設（建築物、道路、公園及び橋梁）の手引き
- ・景観協議の進め方

※公共施設を計画する際は、手引きを活用するとともに、必要に応じて、市民参加や景観アドバイザーとの協議・庁内協議を実施する。

（第4章参照）



### 3 公共施設による景観づくりの手順

公共施設による景観づくりは、地域特性を生かした三鷹らしい景観づくりを進める上で、非常に大きな役割を担っています。本手引きや景観づくり計画を活用し、三鷹市にふさわしい公共施設を計画してください。

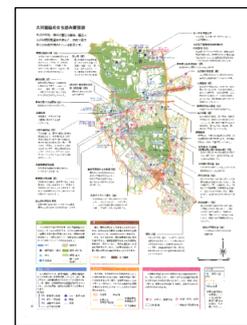
#### ① 三鷹らしい景観の特性、景観づくりの理念及び方向性などを確認しましょう。

まずは、「景観づくり計画」を確認し、三鷹らしい景観の特性や景観づくりの理念及び方向性など、三鷹市が目指す景観づくりの考え方について、理解を深めましょう。



#### ② 計画敷地やその周辺の景観の特性を把握しましょう。

計画に取り掛かる前には、計画敷地やその周囲の状況を確認しましょう。さらに、景観づくり計画の「まち並み資源図」を活用し、計画敷地の周辺地域にも目を向け、自然や歴史・文化などの景観の特性を感じとりましょう。



#### ③ 周辺の景観に配慮し、より良い景観づくりに向けて、計画しましょう。

計画の際は、景観づくり計画に示された「景観づくりの方針」や「景観づくりの基準」に基づいて計画しましょう。さらに、本手引きを参照し、具体的な配慮事項等を確認するとともに市民参加を検討して、景観づくりに取り組みましょう。



## 4 適用の範囲

### (1) 対象施設

本手引きは、三鷹市が整備を行う「公共建築物」、「道路」、「公園」及び「橋梁」について対象とします。

また、国、地方公共団体及び公的機関等（公的住宅供給機関、鉄道等交通事業者、交通管理者及び電力・通信・ガス各事業者等）が公共施設を整備するにあたっては、本手引きに沿ったものとなるように要請します。



**建築物**



**道路**



**公園**



**橋梁**

### (2) 対象外施設

災害復旧事業、その他の急を要する事業及び部分的な維持補修等の小規模な事業等は、対象から除外することができます。